

# 介護の負担を軽減しましょう

認知症になっても住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるために、地域にあるさまざまな施設やサービスを上手に利用することは、家族の介護負担の軽減だけでなく、生活のリズムが整うなど本人にとっても大切です。通所介護（デイサービス）等、介護保険のサービスの利用にあたっては、要介護認定を受ける必要があります。また、介護サービス以外にも、市町村独自のサービスなどもありますので、お住まいの市町村の介護保険担当課や地域包括支援センターにお問合せください。

## 通所介護（デイサービス）

利用者が施設に通って、自宅で自立した生活を送れるよう日常生活上の支援や機能訓練を行います。認知症の人に利用を限定した施設もあります。

## 訪問介護（ホームヘルプ）

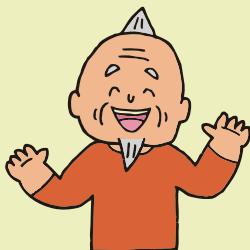
ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体の介護や家事の援助を行います。

## 小規模多機能型居宅介護

施設に登録した人が、「通い」を中心に、「訪問介護」と「短期入所」を組み合わせて利用できるサービスです。

## 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が、介護職員の援助を受けながら家庭的な雰囲気の中、共同生活を送ります。



## 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設などの施設で医師の指示に基づいて運動器や口腔機能向上のリハビリテーション等を行います。

## 訪問看護

医師の指示に基づいて、看護師や保健師等が自宅を訪問して症状の観察や、栄養面の管理などの医療的なケアを行います。

## 短期入所（ショートステイ）

介護者の病気や仕事、休息などのため特別養護老人ホームや介護老人保健施設に短期間宿泊し、介護や機能訓練等のサービスを受けます。

## 住宅改修・福祉用具貸与（レンタル）

自宅で住み続けるために、手すりの取り付けや段差の解消などの改修費（20万円まで）への一部助成や車いすや介護用ベッドなど在宅生活に必要な用具のレンタルを行います。

※これらは介護保険サービスの一例です。

介護者の余裕は、介護サービスの適切な利用や周囲の方の理解、手助けなどによって得られると考えられます。地域での支え合いが大切です。